

河津町食料品等価格高騰対策生活応援商品券事業について

よくある質問Q&A

令和8年3月4日 現在
河津町役場 企画調整課

Q1 河津町食料品等価格高騰対策生活応援商品券とは？

A：エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた全町民への負担軽減を図るとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して河津町の全町民を対象に配布される商品券です。

Q2 対象者は誰ですか？

A：基準日（令和8年1月1日）において河津町の住民基本台帳に記載されている町民が対象となります。

Q3 商品券の配布額はいくらですか？

A：対象者一人につき5,000円分を配布します。

Q4 商品券は誰に配布されますか？

A：世帯主に対して、世帯員分の商品券をまとめて送付します。

Q5 基準日以降に世帯主が亡くなった場合はどうなりますか？

A：基準日以降に亡くなられて、商品券の発送手続き前に判明している場合は、その世帯の新しい世帯主に送付されます。亡くなった方が単身世帯だった場合、対象外となり、送付されません。

Q6 申請は必要ですか？

A：申請は原則必要ありません。要件に該当する方で、不在票の受け取り後、保管期間を過ぎてしまった方や特別な事情があり郵便を受け取れない方は、申請が必要となりますので、お問い合わせください。

Q 7 商品券が届きません。どうすればいいですか？

A： 要件に該当する方全員に商品券を送付しております。3月下旬以降、順次発送いたしますが、要件に該当すると思われる方で、4月10日（金）までに商品券が届かない場合は、お問い合わせください。

Q 8 利用期限はいつまでですか？

A： 商品券の利用期限は、令和8年5月31日（日）までです。
利用期限を過ぎますと、商品券は無効となります。ご注意ください。

Q 9 商品券の受け取りを辞退することはできますか？

A： 商品券は住民基本台帳を基に一律送付させていただきます。
辞退する場合は商品券を使用せず破棄してください。